

発議第5号

備前市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例の制定について

備前市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月26日提出

議会運営委員会

委員長 土 器 豊

備前市条例第 号

備前市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例

備前市議会政務活動費交付条例(令和2年備前市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年度における政務活動費の額の特例)

- 3 令和2年6月から令和3年3月までの間における政務活動費の額については、第3条第1項の規定にかかわらず、月額1万5,000円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。